

## 災害時における介護保険サービス利用者に対する安否確認に関する協定書

藤沢市（以下「市」という。）と藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会（以下「協議会」という。）は、災害時における介護保険サービス利用者の安否確認等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市内において、地震、水害等の大災害が発生し、介護保険サービス利用者が被災した場合、又はその他市が必要と判断した場合に、安否確認及び報告を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （安否の確認）

第2条 協議会は災害発生時、又はその他市が必要と判断した場合に市からの連絡により、協議会に加入する各居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）が、所属する従事者の安全が確保されることを前提としつつ、業務に支障のない範囲で当該事業者の介護保険サービスを利用する市内在住者に関して安否確認を行い、確認できた内容をできる限り速やかに市に対して報告するよう協力するものとする。

- 2 前項の規定による安否確認の報告は、原則、安否確認結果報告書（別紙様式）（以下「報告書」という。）により行うこととする。
- 3 前項の規定による報告書の提出方法は、電子メール又はファクシミリにより行うことを原則とする。なお、市内全域で大規模な停電等が発生した場合は、市の介護保険課窓口において書面での受付も行う。
- 4 市は事業者から提供された安否確認の情報を、市が実施する災害対応に活用するものとする。

### （費用負担）

第3条 事業者が安否確認の情報を報告することに要する通信費等の費用については、事業者の負担とする。

### （損害補償）

第4条 第2条に規定する安否の確認及び報告は、事業者に所属する従事者が安全確保されたうえで、業務に支障のない範囲により行われるものであるため、従事者が、負傷し、若しくは疾病にかかるなどの場合における損害補償については、市がその責めを負わないものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、市又は協議会のいずれからも文書による協定解除の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、市及び協議会双方が記名押印の上、各自1部を保有する。

2022年(令和4年)6月23日

藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市  
藤沢市長 鈴木 恒夫

藤沢市鶴沼1559番地  
共生会居宅サービスセンター内  
藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会  
会長 三上 直樹